

社会保険労務士が答える
企業の労務管理

岡戸満寿美



短時間労働者の厚生年金
保険・健康保険の適用拡大

短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険（以下「被用者保険」）の適用拡大が平成28年10月1日から始まる。

適用拡大の概要について、平成26年9月の社会保障審議会年金部会の資料によると、

『(1)被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられない非正規労働者に被用者保険を適用し、セーフティネットを強化することで、社会保険における「格差」を是正する。』
『(2)社会保険制度における、働かない方が有利になるような仕組みを除去することで、特に女性の就業意欲を促進して、今後の人口減少社会に備える。』

11

(3)社会保障・税一体改革の中で、3党協議による修正を経て法律（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（年金機能強化法））が成立した。

《改正内容》

適用基準を現行の週30時間以上から、①週20時間以上、②月額賃金8・8万円以上（年収106万円以上）、③勤務期間1年以上見込み、④学生は適用除外、⑤従業員501人以上の企業に雇用される短時間労働者に拡大
なお、適用除外となる従業員500人以下の企業についても、労使の合

意に基づき、企業単位で適用を拡大することが検討されている。

厚生労働省によると、平成28年10月から新たに加入する短時間労働者は約25万人と見込まれている。なお、改正条件の①から④を満たしながら、⑤「従業員501人以上



の企業」の条件を満たさない短時間労働者は約50万人以上いる。短時間労働者に対する現行の適用基準（4分の3基準）は昭和55年の各都道府県保険課（部）長あて厚生省保険局保険課長「内か

法律上明文化したことにより、逆に適用対象外となる者に対しては経過措置として、引き続き被保険者として取り扱われる。被用者保険は、法人の代表者等も労働保険と違い当然に加入する。では、非常勤役員の取り扱いはどうと、昭和24年7月に発出された

厚生省保険局長通知によれば、「法人から労務の対償として報酬を受けている者は、法人に使用される者として被保険者の資格を取得する」として

いる。また、日本年金機構が公表している疑義照会にも、役員の被保険者資格の取り扱いに関するものがあり、「労務の対償として報酬を受けている法人の代表者又は役員かどうかについては、その業務が実態において法人の経営に対する参画を

内容とする経常的な労務の提供であり、かつ、その報酬が当該業務の対価として当該法人より経常的に支払いを受けているものであるかを基準として判断されたい」とある。今回の被用者保険の適用拡大は短時間労働者に対してであるので、非常勤役員の扱いには変更がない。また、複数の企業の代表者等の場合、「二以上の事業所勤務の届出」が必要で、それぞれの役員報酬の合計で決定された標準報酬に対する保険料を按分して支払うことになっている。

以上を合わせて考えてみて、短時間労働者であっても今後は、「二以上の事業所勤務の届出」の該当者もありうると思いが当たった。複雑になったものである。

（アメニティ労務管理事務所、社会保険労務士・社会福祉士、ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員）

イラスト・伊藤栄章